

竜王スマイルエイジングプラン 2027
(竜王町高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画) 策定業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、竜王スマイルエイジングプラン 2027（竜王町高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画）策定業務の受託事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルについて、実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

竜王スマイルエイジングプラン 2027（竜王町高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画）策定業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 見積上限額

見積額の上限は、5,999,400 円（消費税および地方消費税 10%を含む。）とする。なお、各年度の上限額は次のとおりとする。

- ・令和 7 年度 2,999,700 円
- ・令和 8 年度 2,999,700 円

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

① 案件公開	令和 7 年 7 月 1 日（火）
② 質問書提出期限	令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで
③ 質問回答	令和 7 年 7 月 10 日（木）予定
④ 参加意向申出書提出期限	令和 7 年 7 月 15 日（火）
⑤ 業務提案書等提出期限	令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時まで
⑥ プレゼンテーション審査	令和 7 年 8 月 5 日（火）
⑦ 選定結果通知	令和 7 年 8 月 7 日（木）予定
⑧ 契約締結	令和 7 年 8 月下旬予定

6 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次の資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 年度竜王町入札参加資格有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 当町から指名停止を現に受けていないこと。
- (4) 市町村税、法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者または民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 過去に当町もしくは他市町において高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定実績があること。

7 プロポーザルに関する質問書の提出方法および回答方法

提出期限	令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで
提出先	竜王町福祉課（担当者：高齢者福祉係 井村・杉本） 電話番号：0748-58-3705 E-MAIL：fukushi@town.ryuoh.shiga.jp
提出方法	電子メールによる。 ・メールタイトルは「プロポーザルに関する質問書（提案事業者名）」とし、担当者に電話で受信の確認を行うこと。
提出書類	プロポーザルに関する質問書（様式第 4 号）
回答方法	町ホームページに掲載する。 回答日：令和 7 年 7 月 10 日（木）予定

8 プロポーザル参加意向申出書の提出方法

提出期限	令和7年7月15日（火）
提出先	竜王町福祉課（担当者：高齢者福祉係 井村・杉本） 所在地：〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地 電話番号：0748-58-3705 E-MAIL：fukushi@town.ryuoh.shiga.jp
提出方法	持参、郵送または電子メールによる。 ・持参の場合は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時までの提出とする。 ・郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限までに到着したものに限り。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。 ・電子メールの場合は、押印したものをPDF形式で送信のうえ、担当者に電話で受信の確認を行うこと。
提出書類	プロポーザル参加意向申出書（様式第1号） ・会社概要（任意様式）および関連計画策定実績表（様式第2号）を添付すること。
留意事項	プロポーザル参加辞退届（様式第3号） ・プロポーザル参加意向申出書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに届出すること。
提出部数	1部

9 業務提案書および価格見積書の提出方法

提出期限	令和7年7月22日（火）午後5時まで
提出先	竜王町福祉課（担当者：高齢者福祉係 井村・杉本） 所在地：〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
提出方法	持参または郵送による。 ・持参の場合は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時までの提出とする。 ・郵送の場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限までに到着したものに限り。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。なお、封筒の表に「竜王スマイルエイジングプラン2027（竜王町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画）策定業務提案書在中」と朱書きすること。
提出書類	業務提案書（様式第5号）および価格見積書（任意様式）
留意事項	プロポーザル参加辞退届（様式第3号） ・業務提案書および価格見積書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに届出すること。
提出部数	業務提案書：12部、価格見積書：1部（正本）

（1）業務提案書（様式第5号）

ア 規格

- ・A4縦版、縦方向、横書き、左綴じを標準とする（A3版による折込頁の挿入可）。
- ・目次を付し、適宜ページ番号をふること。頁数については特に定めない。

イ 構成

以下の順に綴じること。なお、仕様書に規定する業務内容を転記するのではなく、以下の項

目を参考に、その具体的な実施方法や工夫点、追加提案等を踏まえた内容を簡潔にわかりやすく記載すること。

- ① 提案事業者のアピールポイント
- ② 業務の基本的な考え方・提案のポイント
第 10 期計画において特に重視すべき視点
- ③ 業務実施手法

[各種調査関係]

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査（以下「基本調査」という。）および介護人材実態調査実施にあたっての提案、工夫点
- ・基本調査の目的を鑑み、厚生労働省が示す質問項目に加えて当町にとって効果的と考えられる追加質問の例示
- ・介護人材実態調査の実施提案
- ・基本調査および介護人材実態調査の分析手法
- ・個人情報保護対策の方法

[計画策定関係]

- ・計画策定委員会運営に関する有効な手法、事例
- ・過去に地域包括ケア見える化システムや、その他の地域診断ツールを利用して介護サービス利用見込推計や地域分析を発注者に提示した積算根拠、報告例
- ・国や他自治体の動向把握の方法

[企画力]

- ・自社の経験や技術を活かした有益な提案とすること。

- ④ 追加提案（独自提案）

見積上限額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

(2) 価格見積書（任意様式）

- ・見積金額、消費税および地方消費税、合計金額を記載すること。
- ・見積金額の明細（仕様書の委託業務内容の項目等）を記載すること。
- ・見積金額は、令和 7 年度、令和 8 年度の内訳および 2 か年の総額が分かるよう記載すること。

(3) 業務実施体制（任意様式）

主担当者を明確にし、取組体制（所属、氏名、役職、実務経験年数、担当する業務）を記載すること。

(4) 経歴表（任意様式）

管理技術者および主任技術者の類似業務に係る経験年数および過去 10 年間の実績（事業名、発注者名、履行期間、担当した業務内容）を記載すること。

(5) 業務工程表（任意様式）

国の動向や業務量を考慮した工程とすること。

(6) 留意事項

- ・提出されたすべての書類は返却しない。
- ・提出後の差替、追加および削除は原則認めない。
- ・提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。
- ・町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める。
- ・業務提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

10 プレゼンテーション審査

日 時	令和7年8月5日（火）※詳細な時間は別途通知する。
場 所	竜王町総合庁舎2階 205会議室
時間構成	原則1者30分以内（プレゼンテーション：20分、ヒアリング：10分） ・提案事業者が多い場合は実施時間を短縮する場合がある。
留意事項	・提案説明は、必ず本業務に従事する主担当者が行うこと。 ・参加人数は、原則3名までとする。 ・パワーポイント資料、映像資料に基づく説明を認めるが、原則、業務提案書の記載順に説明すること。 ・電源、モニター、ケーブル（HDMI）は当町で用意するが、パソコン等その他必要な機器は提案事業者が持参すること。

11 受託候補者の選定

審査委員会が審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) 選定手順

- ・以下の評価基準により総合的に評価する。
- ・審査委員1名あたり100点満点とし、各委員の採点合計点が最も高い提案事業者を受託候補者とし、次に合計点の高い提案事業者を次点者とする。
- ・評価点が同点の場合は、企画提案内容の評価が高い提案事業者を選定する。
- ・総合点において満点の6割未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- ・提案事業者が1者のみであっても本プロポーザルは成立するものとする。

(2) 評価基準

評価項目	評価事項	審査の着眼点	評価点
基礎項目	主担当者の経歴	主担当者が業務を遂行するための実績を有しているか。	5
	人員体制	業務を遂行するにあたり、専任の担当チームを配置するなど、円滑かつ確実な業務の遂行が可能か。	5
企画提案内容	調査能力	調査表および分析手法は本町の実態に即し、効果的な施策展開につながる提案か。	10
	計画策定能力	高齢者の状況および国や他自治体の動向等を踏まえ上での提案か。	15
		当町の福祉施策に関する特徴・課題などを把握した上での提案か。	25
	作業内容、スケジュール	各業務の作業項目、業務スケジュールは適当か。	5
	実現性・実効性	策定後の計画において、実現性があり、また実効性が確保された提案となっているか。	5
	企画力	自社の経験や技術を活かした有益な提案となっているか。	5

プレゼンテーション	取組・提案姿勢	説明に取組意欲が感じられ、全体的に的確かつ簡潔な説明および回答がされたか。	5
実施金額	見積金額	実施金額は妥当なものでかつ効率的な提案となっているか。 【計算方法】 $A/B \times 20$ (小数点以下切捨) A…全提案中最低見積金額 B…当該提案事業者見積金額	20

1.2 審査結果

(1) 通知時期

令和7年8月7日(木) 予定

(2) 通知方法

- ・プレゼンテーション審査を受けたすべての提案事業者に文書にて通知する。
- ・審査結果に対する一切の事項についての質問、説明請求および意見等は受け付けない。

1.3 情報公開および提供

町は、提案事業者から提出された業務提案書等について、竜王町情報公開条例(平成14年竜王町条例第31号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が生じる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.4 契約

(1) 契約時期

令和7年8月下旬予定

(2) 留意事項

- ・受託候補者の決定後、速やかに受託候補者と委託契約締結に向けた協議を行い、協議が調った後、地方自治法第167条の2第2項に基づき随意契約を締結する。なお、委託契約締結に向けた協議に基づき、提案事業者からの提案内容を一部変更して契約を締結する場合がある。
- ・当町と受託候補者の協議が不調となり契約締結ができなかった場合は、審査において評価点の高かった提案事業者から順に委託契約に向けた協議を行うものとする。

1.5 その他

(1) 費用負担

書類作成および提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提案事業者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を当町に請求することはできない。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションおよびヒアリング審査において、正当な理由なく欠席した場合
カ 価格見積書の金額が「3 見積上限額」を超過した場合

(3) 著作権等の権利

業務提案書等の著作権は、当該業務提案書等を作成した者に帰属する。ただし、受託先に選定された者が作成した業務提案書等の書類については、当町が必要と認める場合には、町は、受託事業者にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申し立て

提案事業者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 6 本要領の問い合わせ先

- ・担当課 竜王町福祉課
- ・担当者 竜王町福祉課高齢者福祉係：井村・杉本
- ・所在地 〒520-2592
滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
- ・連絡先 電話番号：0748-58-3705
FAX 番号：0748-58-8019
E - M A I L : fukushi@town.ryuoh.shiga.jp